

全ト協発第137号(企)
平成30年6月12日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己

厚生労働省実施「平成30年賃金引上げ等の実態調査」の周知協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、別添のとおり、8月に実施予定の「平成30年賃金引上げ等の実態調査」に関して、傘下会員事業者への周知、広報の協力依頼がありました。

本調査は、厚生労働省が民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、改定方法等を把握することを目的に実施されるもので、調査結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会で利用されるなど、賃金分析等における重要な参考資料となっています。なお、本調査は厚生労働省から調査対象企業に対して郵送調査により実施されます。

つきましては、本調査に係る傘下会員事業者の皆様への周知にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

<添付資料>

1. 平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼について（※本文書内にある別添2「調査票」の添付は省略します）
2. 機関紙、広報誌等における広報原稿



政統賃発 0604 第1号
平成 30 年 6 月 4 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 様

厚生労働省賃金福祉統計官

平成 30 年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての
協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金引上げ等の実態に関する調査につきまして、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、一定の方法により選定した民間企業を調査の対象として昭和 44 年以降毎年実施しております。

本調査は、その結果が最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議や、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されているほか、社会的関心も高く、非常に重要な調査となっております。

本年も別添 1 「調査の内容」及び別添 2 「調査票」に基づき 8 月に実施いたします。つきましては、本調査実施の趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体傘下企業から御協力を得られますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌等で広報文の掲載をお願いできましたら参考までに原稿を用意いたしましたので、掲載いただくなど本調査の周知に御協力くださいますよう併せてお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策担当）付
参事官付 賃金福祉統計室賃金第二係 岡
電話：03-5253-1111 内線 7653
chinage@mhlw.go.jp

調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む。）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。
なお、調査は昭和44年以降毎年実施しており、今回が第50回目に当たる。

(2) 調査の範囲

調査の範囲は次のとおりである。

ア 地域

日本国全域

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次の15大産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（生活関連サービス業、娯楽業は、その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。）（以下「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」という。）

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上を雇用する企業、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業別及び企業規模別に抽出する。

(3) 調査事項

ア 企業に関する事項

企業の名称、本社の所在地、企業の全常用労働者数、企業の事業の内容又は主な製品、労働組合の有無

イ 賃金の改定に関する事項

賃金の改定実施の有無、改定期間、定期昇給・ベースアップの実施状況、賃金カットの実施状況、1人平均賃金の改定額、1人平均賃金の改定率、賃金の改定方式、労働組合との交渉経過

ウ 賃金の改定事情に関する事項

賃金の改定の決定に当たっての重視要素

エ 賞与支給に関する事項

賞与支給状況及び決定方法、1人平均賞与支給額、1人平均賞与支給月数、労働組合からの要求交渉

(4) 調査の対象期間

平成30年1月から12月までの1年間。

(5) 調査の実施時期及び方法

平成30年8月に郵送調査により実施する。

(6) 調査機関

厚生労働省－調査対象企業

(7) 集計方法

厚生労働省 政策統括官付賃金福祉統計室において集計を行う。

別添「広報原稿」

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「平成30年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は、最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議や、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されているほか、社会的関心も高く、非常に重要な調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。